平成２７年（フ）第６１３号
大阪府岸和田市土生町２丁目17番11―501号
債務者　道角ゆみ子（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番４―501号
債務者　井上　惠世
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目12番34号
債務者　山下久美子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２０号
大阪府岸和田市加守町３丁目５番13号グレース加守401号
債務者　荒川　光浩（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２２号
大阪府阪南市下出476番地
債務者　北川　勝啓
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６２６号
大阪府貝塚市王子892番地２棟309号、前住所大阪府泉佐野市日根野3429番地の９
債務者　奥野　雅也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０５５号
大阪府茨木市片桐町３番19―301号
債務者　聖川　尚志
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１００号
大阪市住吉区万代５丁目16番５号　メゾンメイ102号
債務者　池田　昌浩
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９０号
大阪府八尾市末広町３丁目６番８―201号
債務者　坂入　雅章
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３２８号
東京都中央区晴海３丁目６－８―814
債務者　藤原　　聡
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２号
東京都練馬区谷原５丁目４―25　カーサ・コンフォートＣ101
債務者　石澤　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１号
東京都葛飾区東水元５丁目25―14―302
債務者　渕上　功造
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２号
東京都世田谷区北烏山３丁目16―42―203
債務者　竹下　　彰
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３号
東京都大田区池上６丁目１－８―101
債務者　富田　　縁
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６号
東京都八王子市片倉町293―１　セクステット　103号
債務者　小沢　　勝
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８号
東京都小金井市中町２丁目19―33―101
債務者　上杉　勝子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部